

令和7年度
行政監査結果報告書

リース資産及びソフトウェア
の財務管理について

上田市監査委員

上田市監査基準及び令和7年度監査基本計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出し、公表します。

令和8年2月12日

上田市監査委員 東方 久男
同 土屋 勝浩
(公 印 省 略)

目 次

第1 監査の概要	4
1 目的	4
2 対象、期間	4
3 方法、着眼点	4
4 本監査の位置づけ	4
第2 監査の結果及び意見	5
1 リース資産の財務管理	5
(1) 財務管理上の課題について	
(2) 令和7年度定例監査に基づくリース物品等の調査結果について	
(3) 上田市の令和5年度財務書類について	
(4) リース資産に係る上田市財務規則の定めについて	
(5) 予算の債務負担行為で定めるリース資産の範囲について	
(6) リース資産の財務管理(まとめ)	
2 ソフトウェアの財務管理	10
(1) 財務管理上の課題について	
(2) ソフトウェアと資産判断について	
(3) 令和7年度定例監査に基づくソフトウェアの調査結果について	
(4) 上田市の令和5年度上田市財務書類について	
(5) ソフトウェアに係る上田市財務規則の定めについて	
(6) ソフトウェアの財務管理(まとめ)	
3 まとめ	15

凡 例

法令等は初出を除き、以下のとおり略記しています。

地方自治法 . . . 法

地方自治法施行令 . . . 令

上田市財務規則 . . . 規則

上田市財務規則取扱規程 . . . 規程

令和7年度定例監査等基本調書 . . . 調書

令和5年度上田市財務書類 . . . 財務書類

令和5年度固定資産台帳 . . . 台帳

統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和7年3月改訂) . . . 公会計マニュアル

第 1 監査の概要

1 目的

上田市監査基準及び令和 7 年度監査基本計画に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項に定める、市の事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかについて監査を実施します。

2 対象、期間

リース資産及びソフトウェアの財務管理に係る事務の執行について、令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月までの間に監査を行いました。

3 方法、着眼点

監査は提出された、調書 7 リース物品調及び調書 8 ソフトウェア調について財務監査の内容、判断の過程、証拠及び結果並びに過去の監査結果を参考にし、次の着眼点に基づき実施しました。

当該事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか（令 140 条の 6）

当該事務の処理に当たっては、法第 2 条第 14 項（住民の福祉の増進に努めるとともに最少経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び同条第 15 項（常に組織及び運営の合理化に努めているか等。）の趣旨にのっとっているか（法第 199 条第 3 項）

内部統制が適切に整備され、運用されているか（法第 150 条）

各部局間の連携がとれ、整合性、総合性が確保されているか（法第 138 条の 3）

4 本監査の位置づけ

令和 7 年度財務監査は市有財産を重点項目とし、その結果において「検討事項」として「物品（ソフトウェア）及びリース契約に係る財務規則等の定めについて」を取り上げました（「令和 7 年度財務監査（定期）等結果報告書」参照）。ソフトウェア等無形財産の購入・管理について規則に定めがないこと、リース物品の管理についても同様のことを指摘し、上田市財務規則の改正を求めました。

本監査は財務監査において明らかとなったリース資産とソフトウェアの財務管理の課題について、現状と課題を整理し、適正な管理に向けた提言を行うものです。

本報告書は、「検討事項」とした財務監査結果に対する措置を検討するための「手引書」と位置付けます。そのためリース資産とソフトウェアの適正な財務管理に対する措置報告は財務監査結果「検討事項」において求めるものとし、本監査結果に対する措置は求めません。

本監査結果及び意見を参考に適切な財務管理を行ってください。

第2 監査の結果及び意見

1 リース資産の財務管理

(1) 財務管理上の課題について

リース取引はファイナンス・リース（中途解約できずに借り手が最後まで使用することが想定されている又は途中解約可能であっても残りのリース料のほとんどすべてを支払わなければならないようなリース取引）とオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外の取引）に分類されますが、ファイナンス・リースによる取引が増加しています。

重要な物品やソフトウェア等の利用に関し、購入による一括支払ではなく、リース期間による分割払が増加しています。上田市の令和6年度リース料は3億円を超えています（1件当たり300万円未満除く。表1参照）。

債務を負担する行為は予算で定めなければなりません。例外として事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例（長期継続契約）で定めることにより、事務用機器やソフトウェアの賃貸借を認めています。令和6年度にLED（照明器具）等を含めた契約中のリース料総額を集計したところ72件で20億円を超えています（1件当たり300万円未満除く。表1参照）。

財務書類はリース資産（物品、ソフトウェアなど）と対応するリース債務（その他負債）を計上し、物件費に変えて減価償却によらなければなりません。令和5年度上田市の一般会計等財務書類によれば、10,067千円だけリース債務（その他負債）に記載あり、対応するリース資産と共に過少計上が懸念されます。

財務書類作成が取引の都度、伝票単位ごとに行う日々仕訳によらず歳入歳出データによる期末一括仕訳を採用していることや、全庁的な「自分事化」が進んでいないことから担当職員のみでは限界あることを理解しなければなりません。

(2) 令和7年度定例監査に基づくリース物品等の調査結果について

令和7年度財務監査は、監査資料として調書7リース物品調を新規追加し各課に提出を求めました。対象は令和6年度末までに契約したリース契約で、1件当たりのリース料総額300万円以上かつリース期間1年以上の案件について、リース期間、リース料総額、令和6年度リース料支払額、リース終了後の所有権移転の有無等の項目を設け、回答を得ました。これら項目は、公会計マニュアルのリース資産計上基準に準じており、所有権移転の有無については旧計上基準を参考にしました。

調書7の結果は表1のとおりです。なお、区分欄の有形・無形は、回答集計に当たって、リース物品等名称の内容から機器など有形物と判断可能なものを「有形（固定資産）」、それ以外（例えばソフトウェア）を「無形（固定資産）」と便宜的に区分したものです。ソフトウェアを起動するために必要なパソコンやサーバも一緒にリースされている場合は有形に区分しました。

[表 1 調書7リース物品等調 結果]

番号	リース物品等名称	区分	リース期間(年)	リース後の所有権移転の有無	リース料総額(千円)	R6リース料(千円)	課所名
1	高速カラー印刷機	有形	5	あり	7,121	1,424	総務課
2	人事給与システムハードウェア等	有形	5	あり	33,297	6,659	総務課
3	文書管理システム	無形	5	あり	31,350	4,702	総務課
4	庁用自動車リース(ミニバン)	有形	7	なし	6,699	957	行政管理課
5	" (軽貨物3台)	有形	6	なし	3,686	615	行政管理課
6	" (ミニバン)	有形	7	なし	3,179	455	行政管理課
7	" (軽乗用4台)	有形	7	なし	5,249	750	行政管理課
8	" (軽貨物3台)	有形	6	なし	3,493	583	行政管理課
9	" (リーフ)	有形	7	なし	4,103	587	行政管理課
10	" (軽貨物3台)	有形	6	なし	4,158	693	行政管理課
11	ペーパーレス会議システム タブレット端末機器等賃借料	有形	5	あり	8,170	1,634	行政管理課
12	庁内LANパソコン更新に伴う賃貸借	有形	7	あり	84,315	1,003	情報システム課
13	標準化システム連携サーバー等賃貸借	有形	5	あり	17,628	1,762	情報システム課
14	庁内LANパソコン更新に伴う賃貸借	有形	7	あり	71,720	10,245	情報システム課
15	無線LAN機器等賃貸借	有形	7	あり	13,989	1,998	情報システム課
16	パソコン等更新賃貸借	有形	5	あり	31,666	6,333	情報システム課
17	基幹系システム用NLPラインプリンター装置賃貸借	有形	5	なし	30,525	6,105	情報システム課
18	無線LAN機器賃貸借	有形	7	あり	8,694	1,242	情報システム課
19	庁舎情報ネットワーク環境整備賃貸借	無形	7	あり	28,034	4,004	情報システム課
20	GIGAスクールに係る庁舎間ネットワーク基盤整備物品調達に係る賃貸借	有形	7	あり	15,047	2,149	情報システム課
21	パソコン等更新賃貸借	有形	5	あり	31,181	6,236	情報システム課
22	番号連携サーバ機器更改賃貸借	有形	5	あり	15,609	3,121	情報システム課
23	電算帳票処理機器更新賃貸借	有形	5	あり	5,807	1,161	情報システム課
24	庁舎等セキュリティ対策システム等機器賃貸借	有形	6	あり	297,752	49,625	情報システム課
25	庁舎等ネットワーク機器賃貸借	有形	7	あり	68,024	9,717	情報システム課
26	パソコン等更新賃貸借	有形	5	あり	14,615	2,923	情報システム課
27	財務会計システム更新賃貸借	無形	5	あり	59,650	5,965	情報システム課
28	認証印刷システム賃貸借	無形	5	あり	4,587	917	情報システム課
29	住民記録システムクラウド移行等機器賃貸借	有形	5	あり	14,939	2,987	情報システム課
30	無線LAN環境整備に伴うネットワーク機器等賃貸借	有形	5	あり	29,053	4,357	情報システム課
31	パソコン・プリンター等更新賃貸借	有形	5	あり	38,491	3,849	情報システム課
32	税評価システム更新賃貸借	無形	5	あり	12,276	204	税務課
33	税評価システム賃貸借	無形	5	あり	12,130	2,223	税務課
34	申告用パソコンの更新に係る賃貸借	有形	5	あり	5,900	1,180	税務課
35	戸籍総合システム	無形	5	あり	29,026	5,805	市民課
36	住民基本台帳ネットワークシステム	無形	5	あり	8,618	861	市民課
37	大型生ごみ処理機	有形	5	あり	5,537	830	ごみ減量企画室

(つづき)

番号	リース物品等名称	区分	リース期間(年)	リース後の所有権移転の有無	リース料総額(千円)	R6リース料(千円)	課所名
38	障がい者福祉システム用サーバ等	有形	5	あり	31,673	4,751	障がい者支援課
39	介護予防・日常生活支援総合事業支援システム等機器更新賃貸借	有形	5	あり	21,582	4,317	高齢者介護課
40	A E D (自動体外式除細動器)	有形	7	なし	8,151	582	健康推進課
41	A E D (自動体外式除細動器)	有形	7	なし	6,338	905	健康推進課
42	A E D (自動体外式除細動器)	有形	7	なし	21,506	3,072	健康推進課
43	A E D (自動体外式除細動器)	有形	7	なし	11,623	830	健康推進課
44	健康管理システムサーバー等機器	有形	4	あり	4,204	630	健康推進課
45	多面的機能支払交付金事務支援システム	無形	5	あり	4,422	663	農地整備課
46	サントミュージゼネットワーク機器一式	有形	7	あり	7,501	803	交流文化芸術センター
47	庁用自動車リース業務契約(道路清掃車)	有形	5	なし	12,988	2,597	土木課
48	測量機器及び大型プリンター賃貸借契約	有形	5	なし	3,014	602	土木課
49	住宅管理システム	無形	5	あり	14,434	2,886	住宅政策課
50	庁用自動車リース	有形	6.8	なし	3,344	502	丸子地域振興課
51	庁用自動車リース	有形	6.11	なし	3,643	527	丸子地域振興課
52	LED照明器具(中学校)	有形	10	あり	217,166	21,716	教育施設整備室
53	小中学校 WiFi・タブレット賃貸借	有形	5	あり	8,706	726	学校教育課
54	小中学校PC教室端末・校務用端末等更新賃貸借	有形	5	あり	73,386	11,008	学校教育課
55	小中学校校務用PC・プリンタ等更新賃貸借	有形	5	あり	15,029	3,006	学校教育課
56	小中学校Wi-Fi機器・児童生徒用PC等賃貸借	有形	5	あり	6,792	1,359	学校教育課
57	小中学校教員用タブレットPC賃貸借	有形	5	あり	3,134	627	学校教育課
58	小中学校児童生徒用コンピュータ等賃貸借	有形	5	あり	225,192	45,039	学校教育課
59	学校ネットワーク・セキュリティ再構築用機器等賃貸借	有形	6	あり	87,350	14,559	学校教育課
60	小中学校大判プリンタ・画面投影機器更新賃貸借	有形	5	あり	4,653	931	学校教育課
61	小中学校校務用PC更新賃貸借	有形	5	あり	39,607	7,922	学校教育課
62	小中学校校務用PC・大判プリンタ・画面投影機器更新賃貸借	有形	5	あり	22,836	4,568	学校教育課
63	小中学校校務用PC・大判プリンタ・画面投影機器更新に係るリース	有形	5	あり	46,728	9,346	学校教育課
64	小学校大判プリンタ・画面投影機器更新賃貸借	有形	5	あり	7,953	531	学校教育課
65	ボイラー脱酸素システム賃貸借	有形	6	なし	4,459	743	第一学校給食センター
66	図書館システムソフトウェア及びハードウェア更新賃貸借	有形	5	あり	52,487	7,873	上田図書館
67	館内貸出用LAN機器等更新賃貸借業務	有形	5	あり	3,479	0	上田情報ライブラリー
68	ICタグリーダーライタ機器等	有形	5	あり	5,467	1,107	丸子図書館
69	図書館システム導入賃貸借	無形	5	あり	5,101	765	真田図書館
70	投票用紙読取分類機	有形	3	あり	5,170	953	選挙管理委員会事務局
71	書かない窓口システムクラウドサービス利用料	無形					市民課
72	戸籍証明書コンビニエンスストア利用料	無形					市民課
計					2,054,436	312,307	(22課所)

[表1 まとめ]

(単位：件、千円)

区分	件数	リース料総額	R6リース料
合計 (22課所)	72	2,054,436	312,307
うち有形	59	1,844,808	283,312
うち無形	13	209,628	28,995
うち所有権移転あり	53	1,918,278	291,202
うち有形	42	1,708,650	262,207
うち無形	11	209,628	28,995
うち所有権移転なし	17	136,158	21,105
うち有形	17	136,158	21,105
(空白) うち無形	2	-	-

22 課所から 72 件報告があり、リース料総額は 20 億 5,443 万余円、R6 リース料は 3 億 1,230 万余円でした。

そのうち、「有形(固定資産)」に分類可能なものは 59 件あり、リース料総額が 18 億 4,480 万余円、R6 リース料が 2 億 8,331 万余円でした。「無形(固定資産)」に分類可能なものは 13 件あり、リース料総額が 2 億 962 万余円、R6 リース料が 2,899 万余円でした。

「所有権移転あり」は 53 件あり、リース料総額が 19 億 1,827 万余円、R6 リース料が 2 億 9,120 万余円でした。そのうち有形は 42 件あり、リース料総額が 17 億 865 万余円、R6 リース料が 2 億 6,220 万余円でした。無形は 11 件あり、リース料総額が 2 億 962 万余円、R6 リース料が 2,899 万余円でした。

「所有権移転なし」に無形はなく、有形が 17 件あり、リース料総額が 1 億 3,615 万余円、R6 リース料が 2,110 万余円でした。

以上、総額 20 億 5,443 万余円のリース資産があることが判明したことから、財務書類への資産過少計上が懸念される結果となりました。

(3) 上田市の令和 5 年度財務書類について

上田市の令和 5 年度財務書類(一般会計等)について過少計上と要因を説明しましたが、リース資産の範囲とリース取引の処理方法について理解不足が指摘されます。

注記 1 重要な会計方針(4) リース資産ではイ所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を区分掲記して減価償却対象としていますが、(6)リース取引の処理方法では漏れています。いずれかに統一しても過少計上に係る影響はありません。

令和 7 年 3 月に改訂された公会計マニュアルではリース資産の計上基準に関する簡素化が図られました。すなわち、所有権の有無に基づく判定をやめ、重要性あるファイナンス・リース取引はすべてリース資産とすることとし、「重要性」に係る金額基準については団体が設定することを原則とされました。上田市は重要性基準を 1 件当たり 300 万円以下としてオペレーティング・リース取引と同じく賃貸借取引(費用)に準じて処理していますが、重要物品の基準である 100 万円以上と同一の基準とすることにより、事務の簡素化が図られますので検討してください。

(4) リース資産に係る上田市財務規則の定めについて

地方自治体の財産とは法 237 条により、「公有財産、物品及び債権並びに基金」と定められています。本監査では物品としてのリース資産を対象としています。規則では物品はその性質や状態（色・形など）に基づき、備品、消耗品、動物、原材料品、生産品に分類され、備品と消耗品は次のとおり規定されています（規則第 214 条第 1 項）。

備品

器具、機械、図書、被服、車両、標本類、陳列品等その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたって使用に耐える物及び形状は消耗品に属するものであっても標本又は陳列品として長期間保管すべき物。ただし、第 5 号に規定する生産品を除くものとする。

消耗品

用紙類、文具、帳簿類、薪炭、油類、種子種苗類、消耗器材等 1 回又は短期間の使用によって消費される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物、報償費又はこれに類する経費によって購入した物品で贈与又は配布を目的とする物及び試験研究又は実験用材料として消費する物

備品は長期間使用できる物、消耗品は短期間で消費される物と分類されています。また、備品であっても「取得価格又は取得見積価格 5 万円未満の器具、機械及び図書」は消耗品であるとも規定されています（同条第 2 項第 6 号）。

次にこの備品について、管理面の規定を規則で確認します。規則によると、備品に関し、財産管理者に備品台帳一覧表（第 217 条の 2 第 3 項）会計管理者に 5 万円以上は備品出納簿（第 217 条）100 万円以上は重要物品記録簿（別表第 1）の作成を義務付けています。これら帳簿には使用物品、物品等の出納、保管、現在高等が記載され、物品毎に管理されています。100 万円以上の重要物品は、毎年度決算書の「財産に関する調書」に物品名、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高が記載されます。ちなみに令和 6 年度末現在高合計は前年度末から 15 点減少し 550 点でした。

これら諸帳簿へ記録される物品は、市が取得した物であることを前提としています。リース期間中の物品は諸帳簿に記録されることはありません。

規則 214 条第 3 項には、「前項の規定にかかわらず、使用するために他の者から借り受けた動産については、借入物品として分類するものとする。」とあります。「前項の規定にかかわらず」とあるように、備品・消耗品に関わらず、いわゆるレンタル品も含め、借り受けた動産全般（不動産（土地・建物等）以外の一切の物）について、所有権移転の有無を問わず、「借入物品として分類する」とこととされています。備品として分類されれば、上述した諸帳簿に記録されますが、借入物品に係る帳簿の整備等については特に規定はなく、借入物品の有無については確認できない状況です。

こうした課題を解消する方策として固定資産台帳の活用があります。

公会計マニュアルでは従来から固定資産台帳の記載項目の例において基本項目の中に「リース区分」を設けて所有物がリース資産であるかの区分を推奨してきました。改訂版では例示にとどまっている「記載項目」について「財務書類作成のための必要な項目」を明確にした形で提示し、注記に必要な「リース区分」を含めて、対外的な公表を求めるととされました。

リース資産の明細や集計結果が瞬時にして出力されることが期待されます。

「借入物品は固定資産台帳により管理する」等の財務規則改定を検討してください。

(5) 予算の債務負担行為で定めるリース資産の範囲について

(1)財務管理上の課題に記載したとおり、債務を負担する行為は予算で定めなければなりません(法第 214 条)が例外として事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例(長期継続契約)で定めることを条件として予算議決を経ない契約の締結を認めています(法第 234 条の 3、令第 167 条の 17)。上田市は事務用機器やソフトウェア及び公用車の賃貸借を認めています(条例第 2 条(1)(2)(4))。

財務書類では従来から長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額の注記を求め(改訂前の公会計マニュアル財務書類作成要領 268 項) 議会で予算議決が必要な債務負担行為の遵守や安易な取扱いに対して注意喚起しています。従って何処まで予算に基づかない長期継続契約が可能かについては条例の定めを守らなければなりません。

令和 5 年度上田市の一般会計等財務書類によれば、10,067 千円だけ「固定負債その他」に記載があり、注記された金額(注記 5(2))と同額であることから長期継続契約に係るリース資産・負債及び注記金額がいずれも過少であることが懸念されます。

(6) リース資産の財務管理(まとめ)

リース資産の財務管理について現状を理解し、改善するための具体的対応策について以下の項目について取り上げてきました。

上田市のリース物品等について財産管理の視点から財務規則の改定
財務書類についてリース資産とリース債務及び注記金額の過少計上の是正
借入物品管理について固定資産台帳の活用
議会の予算議決によらない長期継続契約の条例遵守

財務書類作成を期末一括仕訳から日々仕訳に変更すること及び固定資産台帳の整理・精緻化に向けた改善が遅れていることは、公共施設マネジメントを筆頭とした公会計情報を効率的に活用する点でも喫緊の課題となっています。課題改善には一部の担当職員の孤軍奮闘だけでは限界あり、全庁的な「自分事化」とすること、そのためには行財政改革の重要な項目とされることを期待します。

2 ソフトウェアの財務管理

(1) 財務管理上の課題について

住民サービスの向上や職員負担軽減等のため、ソフトウェアの利用は行政事務に欠くことのできないものとなっています(表 2 参照)。

上田市の財務規則によるとソフトウェアの定めがありません。

物品等と異なり、形がありません(無形)ので現物調査ができません。

上田市の財務書類ではソフトウェアの計上基準は物品と同じく 100 万円以上のものを資

産計上するとしております（令和5年度注記1（9））。

表2から、固定資産台帳に記載が無く、資産に計上されていないソフトウェアについて、機器の調達費用がある場合は、形があるものとして重要物品に含める検討が必要です。物品の過少計上が懸念されます。

令和3年度の財務書類（一般会計等）では無形固定資産のソフトウェアがありませんでしたが、令和4年度は25,634千円、令和5年度は65,372千円計上されています。

表1のリース物品等調一覧のまとめに記載のとおり、無形に分類可能なものが13件あり、リース料総額が2億962万余円、R6リース料が2,899万余円です。無形のリース資産はソフトウェア科目に合算して表示されますので過少計上が懸念されます。

財務書類作成が取引の都度、伝票単位ごとに行う日々仕訳によらず歳入歳出データによる期末一括仕訳を採用していることや、全庁的な「自分事化」が進んでいないことから担当職員のみでは限界あることを理解しなければなりません。

(2) ソフトウェアと資産判断について

ソフトウェアの財務管理上の定義は「コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう」（研究開発費等に係る会計基準－2）とされています。また、実務指針6は「コンピュータ・ソフトウェアをいい、その範囲は「コンピュータに一定の仕事を行わせるためのプログラム システム仕様書、フローチャート等の関連文書」としてあります。

資産判断について、公会計マニュアルの資産評価及び固定資産台帳整備の手引き66項で資産と費用の判断基準を示していますので以下に引用します。

ソフトウェアについては、地方公共団体においては財務会計システム、税務システム、住民基本台帳システム等があり、これらのうち、当該地方公共団体が所有等するものについて、固定資産として取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上することとしますが、具体的な取扱いは、以下のとおりです。なお、将来の費用削減とは無関係な映像ソフトのようなものは、当該会計年度において費用処理します。

研究開発費（試験研究費）に該当する場合は、資産計上しない（一部が該当する場合も当該金額は取得価額から控除して計上）

研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合、当該ソフトウェアの取得に要した費用（購入の場合：購入の対価＋購入に要した費用＋事業の用に供するために直接要した費用（そのソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び自団体の使用にあわせるために行う付随的な修正作業等の費用を含む）、自団体制作の場合：制作に要した原材料費・労務費・経費＋事業の用に供するために直接要した費用。なお、過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計額）を資産価額とする

ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合とは、自団体で利用するためにソフトウェアを制作し、当初意図した用途で継続して利用することにより、当該ソフトウェアを利用する前と比較して業務を効率的または効果的に遂

行することができる」と明確に認められる場合、市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途で継続して利用することによって、業務を効率的または効果的に遂行することができる」と認められる場合等が考えられる

物品等（機械装置や備品等）を稼働させるためのソフトウェアについて、当該物品等と当該ソフトウェアが一体とならなければ機能しない場合は、原則として当該物品等に含めて計上する

このような資産計上の正確性を担保するには予算編成部署の稟議過程の検討が重要です。

(3) 令和7年度定例監査に基づくソフトウェアの調査結果について

令和7年度は監査資料として調書8ソフトウェア調を新規追加し各課に提出を求めました。

対象は令和6年度末までに購入して使用しているソフトウェアで取得価額100万円以上について購入日、取得価額、固定資産台帳への記載の有無等の項目を設け、回答を得ました。

調書8の結果は表2のとおりです。

[表2 調書8ソフトウェア調 結果]

(単位:千円)

	ソフトウェア名称	取得価額	固定資産台帳への記載の有無	課所名
1	ペーパーレス会議システム	6,767	なし	行政管理課
2	ガバメントクラウド接続環境構築業務委託	1,485	なし	情報システム課
3	資産管理システム更新業務委託	1,760	なし	情報システム課
4	財務会計システム予算執行改修	1,041	なし	情報システム課
5	中学校ネットワーク機器設定業務[有形]	1,588	なし	情報システム課
6	介護保険システム改修業務委託	5,687	なし	情報システム課
7	介護保険システム改修業務委託	1,172	なし	情報システム課
8	介護保険システム改修業務委託（R3報酬改定等）	3,555	なし	情報システム課
9	介護保険システム改修業務委託（報酬改定等）	3,952	なし	情報システム課
10	二要素認証システム更新業務委託	2,585	なし	情報システム課
11	Office365サーバ証明書再設定業務	1,540	なし	情報システム課
12	人事給与システム改修業務委託（児童手当）	2,530	なし	情報システム課
13	人事給与システム改修業務委託（定額減税）	4,664	なし	情報システム課
14	人事給与システム改修業務委託	7,876	なし	情報システム課

(つづき)

	ソフトウェア名称	取得価額	固定資産 台帳への 記載の有無	課所名
15	生活保護システム改修業務委託	2,530	なし	情報システム課
16	児童手当システム改修業務委託	5,940	なし	情報システム課
17	番号制度システム改版対応業務(団体内統合宛名)	3,603	なし	情報システム課
18	番号制度システム改版対応業務(団体内統合宛名)	2,772	なし	情報システム課
19	番号制度システム改版対応業務(団体内統合宛名)	3,029	なし	情報システム課
20	番号制度システム改版対応業務(団体内統合宛名)	3,960	なし	情報システム課
21	番号制度システム改版対応業務(手続ワンストップ化)	3,498	なし	情報システム課
22	番号制度システム改版対応業務(個人住民税システム)	1,045	なし	情報システム課
23	番号制度システム改版対応業務(住基システム等国外転出者)	8,047	なし	情報システム課
24	番号制度システム改版対応業務(介護保険システム)	2,530	なし	情報システム課
25	住基システム改修業務委託	9,911	なし	情報システム課
26	税務システム業務委託(評価替)	4,180	なし	情報システム課
27	税務システム業務委託(評価替)	4,400	なし	情報システム課
28	上田市ホームページ CMS更新業務委託	3,119	なし	情報システム課
29	Wi-Fi環境構築に伴うネットワーク機器設定業務委託 [有形]	1,465	なし	情報システム課
30	上田市保育園セキュリティ対策ソフトシステム環境構築業務委託	1,870	なし	情報システム課
31	丸子地域自治センターネットワーク環境整備業務委託	3,190	なし	情報システム課
32	真田地域自治センターネットワーク環境整備業務委託	3,740	なし	情報システム課
33	自治体オンライン手続推進事業構築業務委託	11,925	なし	情報システム課
34	総合収納システム改修業務(地方税共通納税システム)	2,263	なし	情報システム課
35	地方公会計システム構築業務委託	1,430	なし	情報システム課
36	国民年金システム改正対応業務委託	2,420	なし	情報システム課
37	国民年金システム改正対応業務委託(年金生活者支援給付金所得照会)	1,029	なし	情報システム課
38	税務システム改修費	10,072	あり	税務課
39	税務システム改修費	2,112	あり	税務課
40	税務システム改修費	1,870	あり	税務課
41	税務システム改修費	7,647	あり	税務課

(つづき)

	ソフトウェア名称	取得価額	固定資産 台帳への 記載の有無	課所名
42	税務システム改修費	3,770	あり	税務課
43	総合収納システムシステム改修費	4,138	あり	税務課
44	総合収納システムシステム改修費	3,608	あり	税務課
45	障がい者福祉システム		あり	障がい者支援課
46	介護保険システム一式	8,085	あり	高齢者介護課
47	健康管理システム(導入委託)	24,675	あり	健康推進課
48	健康管理システム(運用ソフト)	1,659	あり	健康推進課
49	令和5年度 共通納税国保税納付書QRコード 化対応業務	1,272	あり	国保年金課
50	令和5年度国保産前産後期間に係る国民健康 保険税の軽減措置改修業務委託	1,713	あり	国保年金課
51	長崎県自治体クラウドサービス利用契約	2,302	なし	スポーツ推進課
52	上田市道路占用許可台帳管理システム	5,478	なし	管理課
53	上田市道路台帳データベース	12,075	なし	管理課
54	空き家管理システム	9,680	なし	住宅政策課
55	道路台帳システム	28,350	あり	丸子地域建設課
合 計		262,604		(11課所)
うち固定資産台帳への記載の有無		あり	98,971	14件
		なし	163,633	41件

財務監査時の意見交換を含めて、調査結果から以下の点が気づき事項です。

固定資産台帳への記載の有無に関して課所別に異なり、統一されていないこと
固定資産台帳への記載が無いもので機器の調達費用込の場合、重要物品に含めるか検討されていないこと(表2のNo.5, No.34)

ソフトウェアの資産計上に当たり、購入の対価に事業の用に供するために直接要した費用のほか、そのソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業及び自団体の使用にあわせるために行う付随的な修正作業等の費用を含める仕組みが整っていないこと(令和5年度固定資産台帳「ソフトウェア」)

(4) 上田市の令和5年度財務書類について

(1)課題に記載したとおり、令和5年度は65,372千円記載されており、精度向上に努めてきたことを評価します。

しかし、表2合計欄と一致していないことから、ソフトウェア及び物品の過少計上が懸念されますので全庁的な体制を整備して更なる精度向上に努めてください。

表1（リース物品等調）のまとめに記載のとおり、無形に分類可能なものが13件あり、リース料総額が2億962万余円、R6リース料が2,899万余円です。無形のリース資産はソフトウェアに合算して記載されますので過少計上が懸念されます。

同じく体制整備に努めてください。

(5) ソフトウェアに係る上田市財務規則の定めについて

(1)課題に記載したとおり、規則にソフトウェアの定めがありません。物品等と異なり、形がありません(無形)ので現物調査ができません。ソフトウェアの使用ライセンス等により、使用状況の確認が求められます。現物との照合ができないため、既に使用されていないものと使用中のものとの区別ができません。

物品の分類を定めた財務規則第214条に第5項を新設して「ソフトウェア等の無形財産は物品の規定を準用する」の定めを追加する等して財務上の管理をされることが求められます。

(6) ソフトウェアの財務管理（まとめ）

ソフトウェアの財務管理について現状を理解し、改善するための具体的対応策について以下の項目について取り上げてきました。

上田市のソフトウェアについて財産管理の視点から財務規則の改定
財務書類についてソフトウェア過少計上の是正
ソフトウェアについて物品に準じた管理

1(6)リース資産の財務管理（まとめ）に記載のとおり、期末一括仕訳方式ではデータを遡って収集するため、財政担当職員による多大な集計作業負担と時間が必要ですが、日々仕訳方式は予算編成から始まり支出負担行為の過程で形成されますので、所管課が重要な役割を担います。現物照合に変えて使用ライセンス等による利用状況の確認も可能となります。

全庁的な「自分事化」とすることにより、ソフトウェアの財務管理が進むことを期待します。

3 まとめ

公会計マニュアルは令和7年3月に改定され、所有外管理資産の資産計上、臨時財政対策債の区分記載のほかに、固定資産台帳の記載項目について財務書類作成のための対外的な公表対象（有形・無形の科目区分、注記のリース区分含む）を定め、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備することを求めています。

また、データの持ち方如何によって予算編成や政策評価、公共施設マネジメント、セグメ

ント分析に活用できることから ICT の最大限活用が重要であるとしています。

そして、「全庁的な意識付け」と「活用を意識した環境整備」が普遍的なものとなり、地方公会計情報の活用意識が醸成され、「他人事」でない「自分事化」が進むことを期待しています。

上田市においても行財政改革にあたり、公共施設マネジメント等への活用が期待されるどころであり、リース資産及びソフトウェアについても財務管理の向上を前提とした資産計上の体制整備が進展することを期待します。

